飲酒運転根絶研修会資料

1　飲酒運転は「極めて悪質・危険な犯罪」です

茨城県警察が強く訴えるように、**飲酒運転は単なる交通違反ではなく、人の命を奪う可能性のある悪質かつ危険な犯罪**であり、厳正に取り締まられます。

2　飲酒運転の危険性：アルコールが脳に及ぼす影響

アルコールは、わずかな量でも脳の中枢神経を麻痺させ、運転に必要な認知・判断・操作の能力を著しく低下させます。

影響項目	具体的な運転への影響	危険度
判断力の低下	信号や標識の見落とし、危険予測の遅れ 無謀な運転（速度超過など）	❌ 認知機能の低下
反応速度の低下	急ブレーキやハンドル操作の遅れ 突発的な事態への対応不能	⏳ 操作動作の遅延
視力・視野の低下	視界が狭くなる（トンネル視野） 周囲の状況や歩行者を見逃す	👁️ 情報収集の欠如

3．運転者以外も対象！「連帯責任」と厳しい罰則

飲酒運転は、運転者本人だけが罪に問われるわけではありません。飲酒運転に関わった周囲の人々にも、非常に厳しい罰則が科されます。

🚨 飲酒運転に関わった者への罰則

対象者	行為の内容	罰則の根拠
運転者本人	飲酒して車両等を運転する行為	道路交通法、自動車運転死傷行為処罰法等
車両提供者	飲酒運転をすることを知りながら車両を提供した者	運転者と同等またはそれに近い重い罰則
酒類提供者	飲酒運転をすることを知りながら酒類を提供した者	運転者と同等またはそれに近い重い罰則
同乗者	飲酒運転を知りながら車両に同乗した者	運転者と同等またはそれに近い重い罰則

💡 知っておくべきポイント

社会的制裁：罰則だけでなく、逮捕・懲戒解雇・多額の賠償金請求など、**人生のすべてを失うことになります。**

自転車の飲酒運転：令和６年 11 月１日施行の改正道路交通法により罰則が強化されました。**自転車であっても飲酒運転は絶対に禁止です。**

４　根絶のための具体的行動計画：３つの鉄則

飲酒運転を根絶するためには、運転者本人の意識改革と、地域・家庭・職場が一体となった「飲酒運転を許さない環境づくり」が不可欠です。

１．運転者自身の「飲まないルール」

必須行動	内容
強い決意	車を運転する可能性がある日は、「一口も飲まない」という強い意思を持つ。
代替手段の確保	飲酒する場合は、事前に代行運転、タクシー、公共交通機関を手配する。
翌日の運転管理	飲酒後、酔いが覚めたと感じても、体内にアルコールが残っている可能性がある。二日酔いでの運転は飲酒運転であり絶対に避ける。

２．周囲が行う「STOP！」の確実な声掛け

飲酒運転を未然に防ぐため、周囲の人々は「知らなかった」「言い出せなかった」とならないよう、毅然とした行動を取りましょう。

場面	行動内容
飲酒前の確認	飲酒の場を設ける際、参加者に対し、運転の有無を必ず確認する。
ハンドルキーパーの徹底	運転予定のある人には、ノンアルコール飲料を提供し、飲酒をさせない。
帰宅時の阻止	飲酒後に運転しようとする者には、遠慮せず「運転するな」と明確に伝え、鍵を預かるなど物理的に阻止する。
同乗の拒否	飲酒運転の車には、絶対に同乗しない。 自分も罰則の対象となることを認識する。

５．まとめ：飲酒運転を許さない社会へ

飲酒運転は、被害者、ご遺族、そして加害者とその家族の人生を、一瞬にして破壊します。

🤝 飲酒運転撲滅　３原則

原則	内容
１．飲酒運転は　しない！	運転者自身の強い責任感と自己管理。
２．飲酒運転は　させない！	周囲の人々の監視と協力、確実な声掛け。
３．飲酒運転を　許さない！	社会全体で犯罪を容認しない、毅然とした態度。

（本資料は茨城県警察 Web ページで公開されている飲酒運転根絶に関する情報に基づき、研修用資料として作成しました。）